

就労証明書の様式について(学童クラブ)

【令和8年8月 恵庭市 子ども政策課】

内閣府・厚生労働省・こども家庭庁より、今後の行政手続きデジタル化に対応するため、原則として国から示された新たな標準様式を用いることとなりました。これに伴い、令和7年度の入会申請(令和6年11月15日受付開始分)から恵庭市においても就労証明書の様式を変更しております。

このことから、新規申し込みや変更に係る添付書類として、ご提出いただく際は新様式でのご提出をお願いいたします。

①オンラインでの作成を推奨します

恵庭市のHP上のエクセルデータをダウンロードして作成することを推奨します。

【恵庭市HP⇒くらしの情報⇒子育て・教育(左上のアイコン)⇒子育て⇒学童クラブ・子どもひろば⇒令和8年度恵庭市学童クラブ入会案内】 より

②押印について

就労証明書への押印は不要となります。

③保育園・認定子ども園の就労証明書様式について

兄弟姉妹がいる場合等、学童クラブの申請と保育園・認定子ども園の申請でそれぞれに同じもの(コピーなど)をご提出いただいて構いません。

※ただし、証明日が申請日より4か月以内であるものに限りです。

④詳細な記載要領について

市のHP上に詳細な記載要領(pdf ファイル)を掲載しておりますので、記載時に不明点がございましたらそちらもご覧ください。

なお、裏面の利用基準についてもご確認の上、作成いただきますようお願いいたします。

恵庭市学童クラブにおける利用基準について

恵庭市では保護者の就労を事由として学童クラブの利用申請する場合、下記の要件に該当するか審査します。審査については、ご提出いただいた就労証明書が市で定める利用要件に該当するかで判定するため、ご提出いただく前に必ず下記要件に該当するかご確認いただきますようお願いします。

■保護者の就労要件

利用時の学年	利用要件
1年	・就労後の帰宅時間：14時以降 ・日数：月の半分(15日)以上、又は週3日以上
2～6年	・就労後の帰宅時間：16時以降 ・日数：月の半分(15日)以上、又は週3日以上

※学童クラブが休日となる日曜日を除きます。

※帰宅時間は勤務終了時間+通勤時間です。

※変則就労(シフト勤務等)で複数の勤務時間がある場合は、それぞれの学年の要件に該当する勤務時間の日数だけカウントします。そのため、必ず変則就労の場合の申出書の提出をお願いします。

●例：1年生の保護者の場合(通勤時間10分)

シフト	就労時間	勤務日数
A	10:00～16:00	週2回
B	11:00～17:00	週1回
C	9:00～13:00	週1回

↓

シフト A、B の週3回として「利用可能」となります。

●夜勤の場合

①学童クラブの開設時間に出勤時間がかかっている場合は勤務日としてカウントします。

例：1年生の保護者の場合(通勤時間10分)

・就労時間 18:00～2:00

→学童クラブ開設時間内(18:30迄)に自宅を出発するため1日分としてカウントします。

②帰宅時間+8時間が学年ごとの要件を満たしていればカウントします。

例：2年生の保護者の場合(通勤時間10分)

・就労時間 1:00～9:00

→9:00(勤務終了時間)+0:10(通勤時間)+8:00(調整時間)=17:10となり、

2年生の要件である16時以降を満たしているため1日分としてカウントします。

※上記①、②の条件を両方満たす場合は2日分としてカウントします。

例：就労時間9:00～翌日9:00